

**社会福祉法人はるの里**  
**2017年度 事業報告**

**1 社会福祉法人はるの里**

**① 法人経営の原則遵守**

社会福祉法人はるの里定款第3条の「この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。」を2017年度事業の遂行するに際して遵守する。

(すすめたこと)

社会福祉法の改正に従い、法人役員の選定・理事会、評議員会を開催した。はるの里が大切にしていることを重ねながら、法人運営をおこなってきた。法人設立から16年がたち、法人役員の次代継承と法人強化、はるの里の発展を結び付けて方向付けしてきた。

**② 法人の所在地**

京都市西京区御陵谷町7-1

**③ 法人役員**

理事 6名  
評議員 4名以上 (2020年 3月末まで)  
監事 2名

(現在の構成)

理事6名・評議員5名・監事2名  
全員、継続により就任

**④ 評議員会・理事会の開催**

2017年度の評議員会は、会計年度の終了後3カ月以内に1回開催するほかに必要がある場合に開催する。理事会は、決算書類および事業報告作成時期、次年度予算及び事業計画承認に関わる開催のほか、理事の業務執行状況の報告や法人の業務執行に関わり必要に応じて開催する。

(理事会開催)

6月7日：決算・役員報酬規定・2016年事業報告と2017年事業計画の  
具体化 評議員会の日時、議題と議案など (出席理事：黒住・松  
永・吉川・松村・村井・坂東 出席監事：東)

6月21日：理事長互選および理事長職務代行者選出 (出席理事：黒住・松

永・吉川・村井・坂東 出席監事：鈴木)

3月28日：事業計画・予算・法人の強化と次期役員体制・職員の諸手当充実  
にともなう就業規則の改変など（出席理事：黒住・松永・吉川・松  
村・村井・坂東 出席監事：東・鈴木)

(評議員会開催)

6月21日：2016年度決算、計算書類等の承認・役員報酬規定の承認  
新役員（理事・監事）の選任など（出席評議員：上羽・岡村・  
岸本・山下 出席監事：鈴木)

3月28日：理事会にオブザーバー参加・意見を求める（オブザーバー参加  
評議員：岡村・岸本・山下・谷本・橋本)

(課題)

社会福祉法で必要な時期・内容の開催はできたが事業計画を遂行するために法人  
役員を開催し、論議を重ねることはできなかった。

#### ⑤法人事務局会議の開催

理事会・評議員会開催時の議題と提案の整理と日常的な運営を円滑に行うた  
めに必要に応じて開催する。理事長・副理事長・所長の3人と、その都度理事  
長が指名した法人役員により開催する。

(法人事務局開催)

4月13日：はるの里のようす・はるの里の今後・(出席：黒住・松永・村井)

5月11日：はるの里のようす・はるの里の今後・当面の法人役員会の議題  
の整理・当面のこと (出席：黒住・松永・村井)

7月10日：はるの里のようす・はるの里の今後、主に職員確保について・  
当面進めること

2月26日：社会福祉法改正後6月までに実施することの流れ・はるの里の  
状況・決算見込みと予算の提案 (出席：黒住・松永・村井)

(よかった点)

法人役員会前の開催は議題と提案議案の精査をおこなうことができた。また、  
利用者や家族のとりまく状況が変化したケースが多く、その都度状況を伝え情  
報の共有に努めた。また、理事長決裁の内容を法人役員に発信をし、情報共有  
に努めた。

#### 生活介護事業所はるの里の運営

##### ① 生活介護事業所の所在地

京都市西京区御陵谷町7-1

## ② 定員・現人数

定員 20 人（登録人数 17 人）

（利用者の推移）

4 月 1 日に 17 名でスタートをした。12 月に 1 名亡くなり、3 月末まで 16 名であった。地域のニーズに寄り添い、可能であれば途中入所も受け入れることを方針とし、見学者はいたが受け入れには至らなかった。

## ③職員体制

サービス提供職員配置（…常勤換算）

管理者 1 名（0.55 人）サービス管理責任者 1 名（0.45 人）医師 1 名（0.01 人）

看護師 1 名（0.01 人）生活支援員 9 名（7.5 人）運転手 1 名（0.6 人）

事務職 0 名（0 人） 4/1 当初

（よかったこと）

4 月より新卒の女性 2 名を正規職員に迎えることができた。その後、5 月に男性 1 名（介護施設で経験あり）を正規職員に迎え入れることができた。年間を通じて、常勤換算で 2 対 1 の生活支援員の体制を確保できた。

（課題）

しかしながらその内の女性 1 名が 3 月末に退職となり継続に至らなかった。

## ④ 事業開始年月日

2009 年 9 月 1 日

## ⑤サービスの目的

利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、排泄または食事の介護・創意的活動または生産活動の機会の提供その他の便宜を、利用者の意思及び人格を尊重し、適切かつ効果的におこなう。

## ⑥運営方針

関係法令を遵守し、他の社会資源との連携をはかり、利用者の意思および人格を尊重した、ひとりひとりの状況に応じた適切かつ、きめ細かな生活介護サービスの提供をする。

（サービス提供時間）

毎月曜日から金曜日の午前 9 時 40 分より午後 3 時 40 分までとする。

（サービス内容）

①相談及び援助 ②介護 ③生産活動 ④社会経験を豊かにする活動 ⑤健康

の維持・増進の活動 ⑥食事の維持と提供 ⑦創作活動 ⑧送迎サービス

## ⑦主な設備

作業場兼食堂 2 休憩室 2 台所 2 トイレ 5 洗面所 3 お風呂 相談室  
会議室 事務室

## 今年度の重点施策

### ①新たな事業として指定特定相談支援事業（計画相談）の実施をする。

計画相談を通じて、障害のある人たちが社会資源を活用しながらその人らしく地域で暮らしていく支援の構築をする。

（状況と課題）

昨年に引き続き、目標に掲げたものの実施するに至らなかった。理由は、職員  
の人数が増えたものの、新規事業に着手できる体制となっていないことによる。  
必要な方に「セルフプラン」づくりの支援をおこなった。

### ②人材確保と育成

- ・ 今後のはるの里を担う若手職員の人材確保と次世代につなげる人材育成をおこなう。
- ・ そのために引き続き、職場環境整備をすすめていく。職員の意見を聞き、全般的な処遇改善をすすめる。
- ・ 職員各々が生き生きと働き、将来にわたって働き続けることができるように、キャリアパスを実現していく。また必要に応じてキャリアパスを改善する。
- ・ 今後のはるの里を担う人材育成をすすめる。そのために系統的な研修プログラムを実施する。とりわけ、新人職員育成に力を入れ、新人職員育成計画にもとづき育成の支援をすすめていく。
- ・ 職員の福祉の専門性の向上をはかるため、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の国家資格取得を支援していく。具体的には、有資格者からの試験対策アドバイス講座開催や資格取得のための受講料一部負担をおこなう。
- ・ 実務経験を満たしている職員は、サービス管理責任者、相談支援専門員の研修を受講していく。

（すすんだこと）

20代(女性)2名・30代(男性)1名の若い世代を職員に迎えることができた。(内1名は3月末退職)、研修計画・新人職員研修計画にもとづき、研修に力を入れた。とりわけ、新卒での2名に所内で約2週間の学習に取り組みんだ。また、社会人としてのマナーなどの外部研修に参加もした。中堅職員の研修・サービス管理責任者研修・相談支援従事者研修・虐待防止研修など、現場実践

の時間内の研修保障が出来た。また、学んだことを、職員会議等で伝達学習をおこない、職員での共有に努めた。

### ③働きやすい職場に

- ・ 職員の人材確保を安定的にできるようにしていく。
- ・ 労基法にもとづいた、働き方ができるよう課題を明らかにして改善していく。
- ・ アニバーサリー休暇を積極的に取れるようにすすめていく。
- ・ 職員の健康管理を充実させるために、健康診断の項目の拡充をすすめる。また、インフルエンザ予防接種の一部費用負担をおこなう。

(状況と課題)

職員の有休取得状況に格差があり、すべての職員が理由を問わず取得しやすい環境づくりが必要である。人材確保とあわせて充実させていく必要がある。

### ④その他

- ・ 単独ショート事業の実施にむけた計画を進める。そのために、障害のある仲間や支える家族の実態や願いを把握し、共有していく。
- ・ 今年度に、京都府認証制度の申請及び認証取得する。

(すすんだこと)

・ 認証制度を3月1日に取得することができた。その過程でキャリアパスや新人職員育成計画などの整備をすることができた。

- ・ 今年度、家族の高齢化や入院により、仲間の生活を支える支援が必要なケースが2件あった。福祉事務所も交えたカンファレンスをおこない、ショートや居宅のサービスを増やすなどで何とか生活を支えることができた。

また、仲間の誤嚥性肺炎による緊急入院(3か月)のケースもあったが、医療と福祉が連携し、入院・退院後の生活を支えることができた。上記のケースはいずれも、公的機関の福祉事務所はじめ、利用している事業所のネットワークにより新しいサービスや必要な支援をおこなうことができた。はるの里も必要な支援を実施した。

(課題)

緊急時に一番身近なはるの里にショートステイがあれば心強いという家族の要望は大きい。仲間の加齢、家族の高齢化がすすみ、地域で安心して暮らすしていくために、暮らしの実態や要望を把握し、事業化していくことが求められる。

ショートステイを実施するために必要な整備・人・運営(報酬)をもとに、何が課題か、どうすれば実施できるかを明らかにし、具体的な論議を進める必要がある

2017年～2019年

### 3年間計画

1981年に、京都第一共同作業所「はるの里教室」として2名の障害のある仲間から出発をし、37年目を迎えます。2001年に社会福祉法人設立、2009年の生活介護事業に移行、2014年に土地取得と建物建設で現在の場所に全面移転をしました。「どんなに障害が重くても、社会の主人公として豊かに生きていくことや、そのための「力」を育むことを大切に」「障害のある仲間を人として尊重し、その人らしく当たり前地域で暮らしていけるよう力を尽くします」「障害のある人もない人も、ともに安心して暮らしていける地域社会をめざします」という法人理念を具体化するために、3カ年計画を作成します。

### 仲間を中心とした実践

- ・ 仲間の願いにもとづいた豊かな日中活動の実践を創り出す
- ・ 仲間の高齢化、重度化していく仲間たちへの対応ができるように、法人内で検討をすすめていきます。また、職員は専門的な力をつけるために研修を受けていきます。
- ・ 暮らしを支えるショートステイ実施の本格的な計画をすすめます。

### 運営

- ・ 豊かな実践と職員の労働条件を改善するために、職員体制を安定させます。
- ・ 次世代を担う職員の人材育成をすすめます。
- ・ 全般的な職員の処遇改善をすすめ、将来にわたって働きやすい職場環境を整えます。

### 運動

- ・ 地域福祉向上をともにすすめる団体や個人と連携し、障害のある人もない人も安心して暮らせる地域づくりをすすめる。
- ・ 保護者会や後援会、実行委員会が主催するバザーやまつりの機会に、法人・事業所として、はるの里や障害のある人のことを知っていただく企画を同時に開催していく。

◎2018年度は、3か年計画の2年目にあたり、実践・運営・運動のそれぞれの項目について到達を明らかにしていきます。とりわけ、人材確保と育成と新規事業については、具体化のための計画を立案します。